



墜落災害防止のための

過去の墜落災害事例から以下の「7つの誓い☆」を実践しよう！

7つの誓い☆

- 1 箇条 高さ2メートルを超える高所作業場所には、必ず手すり等の墜落防止措置を講じます（注：トラロープは立入禁止表示であって手すり代わりになりません）
- 2 箇条 高所作業場所（墜落防止措置が困難な場合）では、墜落制止用器具（安全帯・親綱等）を使用します（頻繁に移動する作業は「2丁掛け」を採用します）
- 3 箇条 墜落防止対策（手すり、安全帯の取付設備等）が無い屋根、屋上での改修、解体、除雪作業は行いません
- 4 箇条 手すりやブレース（筋交い）を職長の許可なく、勝手に取り外しません（作業終了次第すぐに戻します）
- 5 箇条 上下の移動には、昇降設備（階段・はしご等）を使用します（はしごは、必ず固定します）
- 6 箇条 トラック荷台作業では、墜落時保護用保護帽（衝撃吸収ライナー）をかぶります（あごひもをしっかりと確実に締めます）
- 7 箇条 はしご・脚立の単独使用は控え、墜落の危険性が低い移動式足場、高所作業車等を使います